

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要

平成23年5月
農林水産省

1 国と都道府県等との役割分担の在り方

- (1) 農林水産大臣は、口蹄疫等の家畜伝染病に関し、防疫指針（予防・まん延防止に必要な措置を総合的に実施するための指針）及び緊急防疫指針（まん延を防止するため緊急の必要があるときの指針）を作成するものとする。 (第3条の2第1項及び第2項関係)
- (2) 都道府県知事は、(1)の防疫指針及び緊急防疫指針に基づき、家畜伝染病の予防・まん延防止のための措置を実施するものとし、この場合において、市町村長に対し協力を求めることができるものとする。 (第3条の2第3項関係)
- (3) 農林水産大臣は、都道府県知事等に対し、(2)の措置の実施に関し、援助を行うものとする。 (第3条の2第4項関係)
- (4) 複数の都道府県でのまん延のおそれがあるときは、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、(2)の措置の実施に関し、広域的な見地からの助言その他の援助を行うものとする。
(第3条の2第5項関係)
- (5) 農林水産大臣及び関係行政機関の長は、家畜伝染病の予防・まん延防止に関し、相互に緊密に連絡し、協力しなければならないものとする。 (第62条の4関係)

2 防疫指針の在り方

- (1) 農林水産大臣は、最新の科学的知見や国際的動向を踏まえ、防疫指針（患畜等の判定方法を含む）について、少なくとも3年ごとに再検討を加えるものとする。 (第3条の2第6項関係)
- (2) 農林水産大臣は、防疫指針の作成・変更等に際して、都道府県知事の意見を求めなければならないものとする。
(第3条の2第7項関係)

3 我が国へのウイルス侵入防止措置の在り方

(1) 国の家畜防疫官は、海外からの入国者に対し、質問を行ったり、その携帯品の検査を行うことができるものとする。

(第46条の2関係)

(2) (1)の検査の結果、要消毒物品を発見したときは、消毒することができるものとする。 (第46条の3関係)

(3) 動物検疫所長は、航空会社・空港等に対し、協力を求めることができるものとし、その場合、航空会社・空港等は、その求めに応ずるよう努めなければならないものとする。 (第46条の4関係)

4 畜産農家のウイルス侵入防止措置の在り方

(1) 家畜の所有者は、家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止することに重要な責任を有していることを自覚して、消毒その他の措置を適切に実施しなければならないものとする。

(第62条の2第1項関係)

(2) 家畜の所有者は、毎年、飼養状況・衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければならないものとする。

(第12条の4関係)

(3) 都道府県知事は、衛生管理が適正に行われることを確保するため、必要があるときは、家畜の所有者に対し、指導・助言、勧告、命令が行えるものとする。 (第12条の5及び第12条の6関係)

(4) 家畜の所有者は畜舎等への出入口付近に消毒設備を設置しなければならないものとし、人・車両の出入りに際しての消毒を義務付けるものとする。 (第8条の2、第25条、第26条及び第28条関係)

5 発生時に備えた準備の在り方

(1) 農林水産大臣は、家畜伝染病の発生状況など、予防・まん延防止のために必要な情報を積極的に公表するものとする。

(第52条の2関係)

(2) 都道府県知事は、獣医師を都道府県の職員として採用することにより、この法律を実施するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないものとする。

(第53条第4項関係)

- (3) 家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に埋却地の確保についても規定するものとし、都道府県知事は家畜の所有者に対し、指導・助言、勧告、命令が行えるものとする。

(第12条の3、第12条の5及び第12条の6関係)

- (4) 都道府県知事は、家畜の焼埋却が的確かつ迅速に実施されるようするため、埋却地の確保等に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第21条第6項関係)

- (5) 農林水産大臣は、都道府県ごとの家畜防疫員の確保状況、飼養衛生管理の状況等を公表するものとする。 (第12条の7関係)

6 患畜の早期の発見・通報の在り方

- (1) 農林水産大臣が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師・所有者は、都道府県知事へ届け出るものとする。

(第13条の2第1項関係)

- (2) この場合、都道府県知事は、遅滞なく、国に報告する（必要な場合は、検体を添える）ものとする。 (第13条の2第4項関係)

7 国の財政支援の在り方

- (1) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額とするものとする。 (第58条第2項関係)

- (2) 家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金（特別手当金を含む）の全部又は一部を交付せず、又は返還させるものとする。

(第58条第1項及び第2項関係)

- (3) 移動制限等による売上減少等の補てんの対象を牛・豚を含めて拡充するものとする。 (第60条第2項関係)

- (4) 都道府県の防疫措置に対する国の財政支援を拡充し、消毒に要した費用を対象に追加するものとする。 (第60条第1項関係)

(5) 国は、家畜伝染病の発生後の初期の段階からまん延防止措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第60条の3関係)

8 消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒等

(1) 都道府県知事は、消毒設備を設置できるものとし、その設置場所を通行する車両等は消毒を受けなければならないものとする。

(第28条の2関係)

(2) 都道府県知事等の緊急の通行の制限・遮断の適用対象として、高病原性鳥インフルエンザ等を追加するものとする。 (第15条関係)

9 患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等

口蹄疫の急速かつ広範囲のまん延を防止するためやむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、国は補償しなければならないものとする。

(第17条の2及び第60条の2関係)

10 防疫の観点からの畜産の在り方

(1) 家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に、防疫の観点からのルール（飼養密度、埋却地の確保等）を定めた上で、都道府県知事は、衛生管理が適正に行われるようにするため必要があるときは、家畜の所有者に対し、指導・助言、勧告、命令を行えるものとする。 (第12条の3、第12条の5及び第12条の6関係)

(2) 飼養衛生管理基準は、飼養規模の区分に応じて定めるものとする。

(第12条の3関係)

11 その他

(1) 家畜伝染病の定義に関し、国際基準に合わせて、高病原性鳥インフルエンザ（強毒タイプ・弱毒タイプ）を高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザに分けるとともに、小反芻獸疫を追加するなど、所要の見直しを行うものとする。

(第2条、第15条から第17条まで関係)

- (2) 豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等については、命令を待つて患畜及び疑似患畜の殺処分を行う疾病から直ちに殺処分を行う疾病に変更するものとする。 (第16条関係)
- (3) 家畜以外の動物が家畜伝染病にかかっている疑いがあり、家畜に伝染するおそれがあるときは、都道府県知事は、都道府県の職員に検査を行わせることができるものとする。 (第5条第3項関係)
- (4) 家畜以外の動物が家畜伝染病にかかっていることが発見され、家畜に伝染するおそれが高いときは、都道府県知事は、消毒や通行の制限・遮断を行うことができるものとする。 (第10条関係)
- (5) 野生動物から家畜への家畜伝染病の伝染のおそれがあるときは、農林水産大臣は環境大臣に必要な措置を求め、環境大臣は農林水産大臣に意見を述べることができるものとする。 (第62条の3関係)
- (6) 家畜伝染病が発生したときは、農林水産大臣は、速やかに発生の原因の究明に努めるものとする。 (第35条の2関係)
- (7) 病原体の適切な管理を図るため、国内における病原体の所持についての許可制度を創設するものとする。

(第46条の5から第46条の22まで関係)

- (8) 家畜伝染病予防法の改正に伴い、関係法律について、所要の規定の整備を行うものとする。

12 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、新たに義務を課す規定で罰則を伴うもの及びこれに関連する規定については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とし、これら以外の規定で政省令の制定又は改正を伴わないものについては公布の日とする。

